



一般社団法人 名北労働基準協会
 労働保険部係長
 特定社会保険労務士 若井大志

「はい、こちら企業の労働110番です」
 電話の主は、労働者80名のある製造業の会社の総務人事の担当者からでした。

「今度就任した社長は従業員と一緒に業務を行うことも多いのですが、業務中にケガをした場合、従業員と同じように労災保険の補償はありますか？」

事業主も加入できる労災保険の「特別加入」をご存じですか？

「か？」というご相談でした。私は、労災保険は労働者を対象とした国の保険であり、労働者でない事業主は制度の対象外です。仮に、業務中にケガをした場合、労災保険は使えず、業務中のケガであるため健康保険も使えず治療費は全額実費となってしまう。

「前加入する事で国の労災保険に加入できる『労災保険の特別加入』という制度があります、とお伝えしました。国の保険で最も給付が

充実した保険が労災保険ですが、給付対象は労働者であり、社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆さんは、仕事中や通勤中の事故では使えません。また、健康保険に関しては、健康保険の被保険者5名未満の会社の社長で、一般社員



と同様の仕事をしている人は、仕事中の事故でも、例外的に健康保険が使えますが、健康保険の被保険者5名以上の会社では健康保険は使えず、困ったときに助けってもらえません。今回の相談内容のこと

使えない補償の空白地帯である「国の保険のブラックホール」と言います。多くの方がこの「ブラックホール」を知らずに飲み込まれますが、この「ブラックホール」から脱出する方法があります。それは『労災保険の特別加入』制度です。この制度を利用すれば、労災保険が使えない社長、会社役員、個人会社の事業主、同居親族、一人親方（自営業者）の皆様も、国の労災保険に加入でき、補償がされます。

なお『労災保険の特別加入』ができる条件は、50名以下の金融、保険、小売、不動産業、100名以下の卸売、サービス業、300名以下の上記以外の業種であり、労働保険事務組合に事務委託することが必要です。私も一般社団法人名北労働基準協会 労働保険事務組合で『労災保険の特別加入』が可能です。当協会の労働保険事務組

合は昭和43年の設立以来、経験豊かなスタッフと関係行政と数多くの建設ゼネコン会社、製造工場、各種団体との密接な連携関係により迅速、確実な事務処理を行い、現在約1400社の事業場に労働保険事務を委託頂いており、定評を得ております。

労災保険の特別加入をされない状態で事故にあわれた不幸な事例が数多く発生しております。労災保険の特別加入の有無が企業や被災者の家族の生活を左右します。『労災保険の特別加入』のご検討をしてみたいかがでしょうか。お問合せ・お申し込みは、当協会労働保険部（労働保険事務組合）☎052-962-0421にて承ります。本誌21ページ掲載『私も労災保険特別加入者です』をあわせてご覧ください。イラスト・木村武司